

平成 29 年度

大分市学校教育指導方針



大分市教育委員会

はじめに

グローバル化や情報化、少子高齢化等、急激な変化の時代にあって、学校教育には、子どもたちに、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育成することを通じて、これからの社会を生きる力をより一層はぐくむことが求められています。

現在、国におきましては、子どもたちがこれからの時代に求められる資質・能力を身に付けたり、生涯にわたって能動的に学び続けたりすることができるよう、学習指導要領等の改訂に向けた検討が進められております。

本市におきましても、新たな時代にふさわしい大分市を創造するためのまちづくりの指針として、平成28年6月、大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」を策定いたしました。

また、本年2月には、この総合計画の基本理念の実現を教育の分野から目指すため、平成29年度から平成36年度の8年間の本市教育の指針となる、新「大分市教育ビジョン」を策定いたしました。

こうしたことから、「平成29年度大分市学校教育指導方針」は、新たな計画のもと、本市で取り組むべき教育をめぐる課題を明らかにするとともに、各学校（園）における教育活動と取組の重点を明確にすることを目的に策定しました。特に今年度は、小中一貫教育の一層の推進に向け、これまでの取組の成果に基づき設定した「5つの視点」を示すとともに、道徳の教科化等を見据えた取組を追加、変更しています。

各学校（園）におきましては、本指導方針の趣旨を十分に踏まえ、各重要課題の具現化に向けた取組を充実させるとともに、子どもや地域の実態に応じ、創意工夫をいかした特色ある学校づくりを一層推進することを期待します。

平成29年2月

大分市教育委員会

教育長 三浦 享二

[表紙絵] 「私の視点」 (第55回福田平八郎賞 入賞作品)

[作者] 大分市立坂ノ市中学校2年 辻野 綾さん (学校名、学年は、受賞時のもの)

活用に当たって

本指導方針は、学校教育の役割や社会情勢の変化、本市教育の現状等を踏まえ、毎年度編集しています。

第1部として、「大分市総合計画」及び「大分市教育ビジョン」等を踏まえ、「本市の目指す学校教育」や「目指す子ども像」を示しました。また、時代を超えても変わらない価値への追求や著しい社会の変化への柔軟な対応を図るうえから、本市の実情に即し、「重要課題と達成指標」を示しました。

第2部として、「重要課題」ごとに、その解決に向けた「具体的な方法や視点」を、また、それらのうち平成29年度に重点的に取り組むべき内容を、「本年度の重点」として示しました。

各学校(園)においては、学校経営計画表の作成や学校評価の評価項目の設定、各分掌業務や学習指導等、様々な機会に本指導方針を活用し、教育活動が一層充実することを期待します。

第2部の構成

Ⅶ 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実

障がいのある子ども一人一人に応じた適切な教育を行えるよう、教育と医療、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して特別支援教育の充実を図ることが重要である。
各学校においては、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制及び一人一人の子どもの障がいの状態や発達の段階に応じた指導を一層充実させていくことが求められる。

- 障がいのある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の障がいの状態等に応じた合理的配慮の下、適切な教育の推進に努める。
 - 全教職員の共通理解に基づく指導体制の確立を図るとともに、子ども一人一人に応じた適切な教育的支援を充実する。
 - 保護者との相互理解を基盤とし、特別支援学校や福祉・医療等の関係機関との連携により、適切な就学(園)支援の充実を図る。
 - 保護者との連携の下、「大分市相談支援ファイル『つながり』」を活用し、個別的教育支援計画を作成するなど、一人一人に応じた継続的な支援を充実する。
 - 障がいの状態を的確に把握し、将来の社会的自立を目指した特別な教育課程の編成、実施及び改善にいかす評価に努める。
 - 児童生徒の障がいの状態等に応じ、具体的な指導目標や指導内容・方法等を位置付けた個別の指導計画を作成、実施及び改善する。
 - 指導方法や教材・教具の工夫により、意欲的に取り組む学習活動を展開する。
 - 指導のねらいを明確にし、社会性や好ましい人間関係をはぐくむ交流活動を推進する。
 - 学級担任及び通級指導担当者等との連携を密にし、通級指導教室を効果的に活用するなど、子どもの実情に応じた指導を充実する。
 - 障がいのある子どもの理解を推進するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を努める。
 - 特別支援学校のセンター的機能の積極的な活用及び特別支援教育コーディネーターの機能の充実を図り、校(園)内支援体制を確立する。
 - 特別支援教育に係る研修を通じ、発達障がいを含め様々な障がいのある子どもに対する専門的、実践的な指導力の向上を図る。
 - 教育相談・特別支援教育推進室(エデュ・サポートおおい)等との緊密な連携により、相談活動を通じた計画的・組織的な指導を充実する。
- 児童生徒の障がいの状態等に応じた、教育内容・方法、支援体制等、合理的配慮の観点に沿った指導の充実

本市の重要課題

背景や現状、必要性等について記述しています。

具体的な方法や視点

具現化に向けた具体的な方法や視点がわかるよう、目標や理念、内容や方法、評価や改善等に関わる内容を記述しています。

本年度の重点

具体的な方法や視点として示したもののうち、本年度、重点的に取り組む内容を記述しています。

第1部

本市の目指す学校教育

確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成し、
自ら学び、自ら考える力などの生きる力をはぐくむ学校教育

本市の目指す子ども像

未来を切り拓く心豊かで
たくましい子ども

個性を発揮し、夢や希望をもって
主体的、創造的に生きる子ども

生涯にわたって学びつづける
基礎を身に付けた子ども

本市の重要課題と達成指標

ページ

- 幼児の豊かな育ちを促す保育力の向上と地域の特性をいかした幼稚園教育の推進・・・4
- I 学校、地域の実情に応じた小中一貫教育の推進・・・・・・・・・・14
【達成指標】各中学校区における目指す子ども像等を位置付けた、小中一貫教育の全体計画・年間指導計画の作成、実施及び評価、改善
- II 開かれた学校づくり、信頼される学校づくりの推進・・・・・・・・・・4
【達成指標】学校経営計画表における全取組項目の評価3以上
- III 確かな学力の定着・向上・・・・・・・・・・6
【達成指標】各種学力調査において、すべての実施教科の結果が全国平均以上
- IV 豊かな心をはぐくむ教育活動の充実・・・・・・・・・・7
【達成指標】「特別の教科 道徳」の導入に向け、指導主事を活用した授業研究の実施及び全体計画・年間指導計画の作成
- V 体力の向上と心身の健康の保持増進・・・・・・・・・・8
【達成指標】新体カテスト(大分市)における総合評価がC以上の児童生徒の割合の増加
- VI 一人一人の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進・・・・・・・・・・10
- VII 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実・・・・・・・・・・11
- VIII 豊かな人間性や社会性をはぐくむ生徒指導の充実・・・・・・・・・・12
- IX 人権尊重の精神をはぐくむ教育活動の充実・・・・・・・・・・12

第2部

□ 幼児の豊かな育ちを促す保育力の向上と地域の特性をいかした幼稚園教育の推進

幼稚園教育は、生涯にわたる教育の基礎を培う重要なものであり、各園においては、幼児の主体的な活動としての遊びを通じて生きる力の基礎を培うため、環境の構成や援助の工夫改善を図る中で、教師の保育力の向上に努めるとともに、地域の教育環境をいかした魅力ある園づくりを進めることが一層求められる。

1 地域に開かれ信頼される園づくり

園長の積極的なリーダーシップの下、教員の意識改革を進め、園や地域社会の特性をいかした開かれた園づくり、信頼される園づくりに努める。

- (1) 幼児期の特性を踏まえ、集団生活の中で自発的な活動としての遊びを通じて、生涯にわたる人格形成の基礎を培う園経営を推進する。
- (2) 健康な体、豊かな心情、社会性等をバランスよくはぐくみ、小学校以降の教育の基礎を培う特色ある園づくりを推進する。
- (3) 園経営の改善にいかす組織的・継続的な園評価の充実を図るとともに、子どもの育ちや子育てに関する情報を積極的に収集・発信する。
- (4) 家庭、地域社会及び関係諸機関との緊密な連携協力の下、幼児の安全・安心を重視した危機管理体制を確立する。

2 生きる力の基礎を培う魅力ある保育

幼児の主体的な活動を促す環境の構成や援助を工夫し、一人一人の発達や地域の実態に応じた生きる力の基礎を培う教育課程の編成、実施及び改善にいかす評価に努める。

- (1) 幼児一人一人の発達の課題や過程を的確に把握し、学びの連続性を踏まえた適切な環境の構成を意図的、計画的に進め、健やかな成長を促す保育を展開する。
- (2) 幼児の発達に必要な多様な体験の関連性を重視し、望ましい心情、意欲、態度をはぐくむ保育を展開する。
- (3) 心を動かす体験活動の場を工夫し、言葉で伝え合

う喜びや豊かな感性の醸成を図る保育を展開する。

- (4) 幼児と教師の信頼関係を基盤に、様々な人々とのかかわりを通じて、基本的な生活習慣の形成や規範意識などの道徳性の芽生えを培う保育を展開する。
- (5) 幼児期にはぐくみたい資質・能力を踏まえ、幼児の育ちを見通し、各期のねらいに応じた指導内容や方法を見直すことにより、指導計画の改善を図る。

3 時代や社会の要請に応える幼稚園教育

家庭や地域社会における子どもの生育環境の変化や時代の要請に的確に対応し、園での生活と家庭や地域での生活との連続性を踏まえた幼稚園教育の充実に努める。

- (1) 園の実情に即した研修を通じて、幼児理解を深め、状況に応じた的確に対応できる専門的な能力の向上に努める。
- (2) 学習や生活への適応など、小学校教育への円滑な接続を図る実証的な研究を推進する。
- (3) 障がいのある幼児一人一人に応じた適切な教育を行えるよう、全教員の共通理解に基づく指導体制の確立を図るとともに、「大分市相談支援ファイル『つながり』」を活用するなど、継続的な支援を充実する。
- (4) 校区幼保小連携推進協議会の場を通じて情報の共有を図るとともに、研究協議をいかした連携・交流を推進する。
- (5) 幼稚園の機能や施設をいかし、地域の幼児教育のセンター的役割を果たす子育て支援を充実する。

■他の幼児教育施設や小学校との互見授業・保育を通じた合同研修の実施による連携の推進

■学校評議員制度の活用による園運営の改善

II 開かれた学校づくり、信頼される学校づくりの推進

子どもの豊かな学びと育ちを創造するためには、学校が地域や子どもたちの実情に応じて主体的に創意工夫した教育活動を展開することが重要である。

各学校においては、家庭や地域社会との連携協力の促進を図る中、学校運営の組織的・継続的な改善に努め、地域に開かれた、信頼される学校づくりを推進することが求められる。

1 地域に開かれ信頼される学校づくり

校長の積極的なリーダーシップの下、教職員の意識改革を進め、学校や地域社会の特性をいかした開かれた学校づくり、信頼される学校づくりに努める。

- (1) 児童生徒及び地域の実態を踏まえ、創意工夫をいかした特色ある学校づくりを推進する。
- (2) 企画委員会を学校運営組織の中核として機能させた学校経営を推進する。
- (3) 教育活動等に関する情報を積極的に収集・発信するとともに、「大分市の学校評価システム」に基づく学校評価を充実する。
- (4) 教職員評価システムを効果的に活用し、教職員の能力開発・資質向上と学校組織の活性化を図る。
- (5) 学校評議員制度や学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用し、保護者や地域住民の参画しやすい環境を整え、学校運営の改善を図る。
- (6) 家庭、地域社会及び関係諸機関との緊密な連携協力の下、児童生徒の安心・安全を重視した危機管理体制を確立する。
- (7) 幼保小、小中学校間での子どもたちの交流、教職員の合同研修会など幼・保、小中連携の取組の充実に向けた実践研究を推進する。

2 創意工夫をいかした特色ある教育課程

学習指導要領に基づき、生きる力の育成を目指し、創意工夫をいかした特色ある教育課程の編成、実施及び改善にいかす評価に努める。

- (1) 児童生徒の発達の段階を踏まえ、小中学校9年間の学びの系統性を見通した組織的、計画的な教育活動を充実する。
- (2) 学び方やものの考え方を身に付け、自ら問題解決を図る能力や態度をはぐくむなど、確かな学力の定

着・向上を目指す教育活動を充実する。

- (3) 読書に親しむ活動や発達の段階に応じた計画的な社会体験、自然体験など、豊かな感性や情操をはぐくむ教育活動を充実する。
- (4) 運動を通じて体力の向上を図るとともに、習得した知識の活用による思考力、判断力等の育成を図る教育活動を充実する。
- (5) 今日的教育課題の解決や日常実践の改善に向けた教育課程の評価を充実する。

3 社会の変化に対応する教育活動

1 防災教育

「大分市学校災害対策マニュアル（改訂版Ⅱ）」に基づき、学校の教育活動等を通じ、自然災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解させるとともに、学校や地域の実情に応じた避難訓練等により、自らの危険を予測し、回避する能力の育成に努める。

2 国際理解教育

我が国の歴史や伝統、文化についての理解を深め、これらに誇りと愛情をもつとともに、異文化を理解し尊重するなど、国際的視野に立って主体的に行動する資質や能力の育成に努める。

3 情報教育

ICT の効果的な活用を促し、情報を適切かつ主体的に収集・判断・処理・発信する基礎的な資質や能力及び家庭や地域と連携した情報モラルの育成に努める。

4 環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、環境問題や環境と人間とのかかわりについて理解を深め、環境の保全やよりよい環境づくりのために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力の育成に努める。

5 福祉教育

地域の実情に応じた福祉活動やボランティア活動等の体験活動を重視し、勤労の尊さや社会に奉仕する精神、思いやりの心を養うなど、福祉の心をはぐくむ教育の充実に努める。

6 地域の歴史、文化や伝統を大切にす教育

郷土の偉人、歴史、文化や伝統に親しむ活動などを通

し、郷土を愛し大切にしようとする心と態度を養う教育の充実に努める。

■児童生徒の安心・安全を重視した危機管理体制及び相談体制の充実

■児童生徒との信頼関係に基づく指導の充実及び学年・学校全体での学習や生活のきまり等の徹底

■学校公開、学校ホームページ等あらゆる機会を通じた情報の積極的な収集・発信

■学校経営計画表と連動した学校評価の充実及び学校評議員制度や学校運営協議会制度の活用による学校運営の改善

■グローバル化に対応した国際理解教育等、今日的教育課題に対応した教育活動の推進

Ⅲ 確かな学力の定着・向上

子どもたちの生きる力をはぐくむうえから、「基礎的・基本的な知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」をバランスよく育成し、確かな学力の定着・向上を図ることが必要である。

各学校においては、子どもたちの発達の段階を踏まえ、課題解決に向けた主体的・対話的で深い学びの実現を目指すとともに、すべての学習の基盤となる言語能力、とりわけ書く力を育成することが求められる。

1 確かな学力の定着・向上を図る学習指導

1 授業の工夫改善を進める実践的な教育研究を基本に不
断の自己研鑽を通し、授業力を高め、確かな学力の定着・
向上に努める。

(1) 各教科等の目標や内容の系統性、関連性を明確に
した指導により、基礎的・基本的な知識・技能の確
実な習得を図る。

(2) 知識・技能の活用を図る学習活動や探究活動によ
り、思考力・判断力・表現力等を育成する。

(3) 個に応じたきめ細かな指導等の充実により、児童
生徒の学習意欲の向上を図る。

(4) 学力調査等の結果を効果的に活用し、具体的な目
標を明確にした指導と評価を充実する。

(5) 学校ホームページや学校の広報紙を通じた学力調
査の分析結果及び改善策等の公表により、学力向上
の機運を醸成し、家庭学習の習慣化や補充学習の充
実を図るなど家庭・地域社会と一体となった取組を
推進する。

2 主体的・対話的で深い学びの実現（「アクティブ・ラ
ーニング」の視点からの授業改善）を目指すとともに、
児童生徒一人一人の多面的な理解を図り、よさや可能性
をいかす指導の確立に努める。

(1) 児童生徒の学習の実態に基づき、習熟度別指導や
複数教員等による協力的な指導など、一人一人が意
欲的に取り組むよう、指導方法を工夫改善する。

(2) 児童生徒自らが学習課題や解決方法を考え、主体
的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を
育成するなど、学び方をはぐくむ学習過程を工夫改
善する。

○ 中学校においては、「大分市立中学校 授業づ
くりの5つのポイント」を踏まえた授業を実践す
る。

(授業構想時のポイント)

①シンプル指導案や板書計画作成による授業の
構想

(授業時のポイント)

②見通しと振り返りのある問題解決的な授業展開

③学力調査結果等の分析を踏まえ、単元、内容等
に応じた少人数指導・習熟度別指導等の実施
(授業後のポイント)

④授業観察、互見授業等を通じた教科部会等の
充実による授業力の向上

⑤学習内容の確実な定着を図る取組の充実

(3) 観察・実験、レポートの作成、記録、説明、論述
など知識・技能の活用を図る学習活動を通し、各教
科等における思考力・判断力・表現力等をはぐくむ
言語活動を充実する。

○ 言語・文化について体験的に理解を深め、積極
的にコミュニケーションを図ろうとする態度をは

ぐくむ小学校外国語活動を充実する。

(4) 学校図書館や ICT を有効活用するなど、児童生徒が主体的、意欲的に取り組む学習の場を充実する。

(5) 専門的な技術や豊富な経験をもつ地域人材等を活用した学習活動を充実する。

2 自己の生き方を考える総合的な学習の時間

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、考え、問題を解決する力などの育成、学び方やものの考え方の習得などを図り、自己の生き方を考える総合的な学習の時間の充実に努める。

(1) 各学校の実態に即し、小中学校の系統性を踏まえ、指導のねらいや育てたい力を明確にした年間指導計画を作成するとともに、評価を充実する。

(2) 日常生活や社会とのかかわりを重視し、各教科等で身に付けた知識や技能等を相互に関連付けるなど創意工夫をいかした学習活動を充実する。

(3) 他者と協同して問題を解決しようとする学習活動を重視するとともに、課題設定、情報収集、整理・分析、まとめ・表現の過程が繰り返される探究的な学習を充実する。

■ 学力調査結果等の活用による家庭・地域社会と一体となった学力向上の取組の推進

■ 児童生徒の学習状況に応じた家庭学習の内容や時間等に関する指導の充実

■ 放課後や長期休業期間等を活用した補充学習の充実

■ 授業における学校図書館や ICT の効果的な活用

■ 卒業レポートの作成を通じた書く力の育成及び探究的な学習の充実

IV 豊かな心をはぐくむ教育活動の充実

子どもたちに、社会生活を送るうえで必要な規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情や他者への思いやりなどの道徳性を養うとともに、多様な

価値観を認めつつ、主体的に判断し、適切に行動できる資質や能力を育成することが重要である。

各学校においては、家庭や地域社会との連携の下、子ども一人一人が将来に対する夢や希望をもち、自らの人生や未来を切り拓いていけるよう、子どもたちの発達の段階に応じて、豊かな心をはぐくむ教育活動の充実が求められる。

1 豊かな人間性や社会性をはぐくむ道徳教育

1 家庭や地域社会との連携強化を図り、道徳の時間を要として、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等、学校の教育活動全体を通じて豊かな人間性や社会性をはぐくむ道徳教育の充実に努める。

(1) 児童生徒、学校及び地域の実態を踏まえ、自校の教育課題と指導の重点を明確にし、全体計画を改善するとともに、評価を充実する。

(2) 児童生徒の内面に根ざした道徳性をはぐくむ指導の充実により、人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念等を育成する。

(3) 発達の段階や特性に応じた豊かな体験活動の充実により、規範意識や社会生活の中で求められる公德心を大切にする態度を育成する。

(4) 地域の自然や文化、伝統に親しむ活動等を通し、郷土を愛し大切にしようとする心と態度を育成する。

2 指導のねらいを明確にし、自らの生き方を主体的に考える場の工夫を図り、心に響く魅力ある道徳の時間の充実に努める。

(1) 道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、よりよく生きるための道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成する。

(2) 児童生徒相互の温かい人間関係や教師との信頼関係を基盤とした指導を充実する。

(3) 既存の価値観をゆさぶる問いの位置付け、内容等を構造的に示す板書など、児童生徒の心を動かし多様な考えを引き出す学習を充実する。

(4) 発達の段階や指導のねらいに即し、問題解決的な

学習、道徳的行為に関する体験的な学習を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫改善する。

(5) 「大分市教師用道徳指導資料集<改訂版>」、「私たちの道徳」等の積極的な活用や心に響く資料の開発等を通して、学習活動を充実する。

(6) 児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導の改善を図る。

(7) 他の教職員と協力した指導、保護者や地域の人々と連携した指導等の協力体制を構築する。

3 学校、家庭、地域社会が協働し、交流活動や地域活動などの機会や場を活用して、未来を担う心豊かな子どもの育成に努める。

(1) 子どもの発達の段階、学校・地域等の実態に応じて、基本的な生活習慣の確立や規範意識、郷土愛を育成する。

(2) 道徳授業の公開及び事後の協議会、学校の広報紙等を通じた情報発信により、保護者や地域の人々との共通理解に基づく協力体制を構築する。

(3) 保護者や地域の人々と連携協力した子どもの心育を推進する。

2 自主的、実践的な態度を育成する特別活動

1 望ましい集団活動や体験活動を通して、豊かな学校生活を築くとともに、公共の精神を養い、社会性の育成に努める。

(1) 各教科、道徳及び総合的な学習の時間等との関連を重視し、心のふれあいを深める活動の充実を図り、よりよい人間関係を築く力を育成する。

(2) 家庭や地域社会との連携を深め、奉仕や勤労の精神、福祉の心等を育てる体験活動を通し、社会に参画する態度を育成する。

(3) 適切な指導や個別的な援助の下、自らよりよい生活を築くための話し合い活動等を通し、自治的能力を育成する。

(4) 一人一人が成就感、充実感を味わうことのできる

活動を工夫し、心の通い合う学級経営を確立する。

2 学校の教育目標や指導の重点を踏まえた特別活動全体の創意ある指導計画を作成し、自主的、実践的な活動を助長する教育の充実に努める。

(1) 学級の実態や発達の段階を踏まえた重点的な指導により、集団の一員及び人間としての生き方の自覚を深める学級活動を充実する。

(2) 豊かで充実した学校生活を目指す自発的、自治的な活動を通し、規則の遵守、協力の精神を培う児童会・生徒会活動を充実する。

(3) 喜びや苦労を分かち合いながら互いに協力する活動を通し、他とのかかわりや協同の意義を実感し、集団への所属感や連帯意識を深める学校行事の充実に努める。

3 入学式や卒業式などにおける国旗・国歌の取扱いについては、学習指導要領に基づき適切に実施する。

■学校・家庭・地域社会が連携した心育での推進

■学校等の実態に応じた道徳教育の重点目標や各学年の指導の重点の明確化

■指導のねらいを明確にした道徳授業の充実と保護者や地域の人々への公開

■自然体験や社会体験など豊かな体験活動の推進

V 体力の向上と心身の健康の保持増進

これからの社会を生きる子どもたちにおいて、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である。特に、体力は人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、生きる力の重要な要素である。

各学校においては、子どもたちの体力向上傾向を維持し、確実なものとなるよう、運動やスポーツ機会の充実を図るとともに、学校保健、学校給食、食育の充実により、心身の健康の保持増進を図ることが求められる。

1 健やかな体をはぐくむ体育活動

家庭や地域社会との連携を深め、学校の教育活動全体を通じて心身の調和的な発達を図る指導を充実し、健康・安全で活力ある生活を営むための健やかな体の育成に努める。

- (1) 地域や学校の実態に応じた体育・健康に関する指導計画に基づく計画的・継続的な指導の充実により、体力の向上を推進する。
- (2) 児童生徒の実態に応じた体力向上プランに基づき、評価と改善を行いながら組織的な取組を実践する。
- (3) 「大分っ子体力アップわくわく事業」、「体力向上指導研修（コーディネーショントレーニング）」等を通して、運動の楽しさや喜びを味わうことができる体育活動の充実を図り、運動好きな児童生徒を育成する。
- (4) 児童生徒の発達の段階に応じた運動の実践を通し、自ら運動する意欲を培い、生涯にわたって運動を豊かに実践できる能力を育成する。
- (5) 各種の運動を通し、心と体は互いに関係していることに気付く指導の工夫を図り、進んで体力の向上と心身の健康の保持増進に取り組む資質や能力を育成する。
- (6) 運動における競争や協同の経験を通して、公正に判断する能力、協力して責任を果たす態度、健康・安全に留意して運動をする態度を育成する。

2 健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくむ運動部活動

スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、積極的に参加できる運動部活動の実施体制を整えることにより、スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成に努める。

- (1) 学校全体の指導の目標・方針を定め、計画的、組織的な運営を図る。
- (2) 生徒の主体性を尊重した各部の目標・指導方針を定め、自主的、自発的な態度を育成する。
- (3) 「外部指導者人材バンク」などにより、学校の実態に応じた指導者の確保に努め、運動部活動の実施体制を整える。

- (4) 適度な休養や安全面に配慮するなど、指導者と生徒及び保護者との信頼関係に基づいた適切な部活動の運営と指導を確立する。

3 健康教育の一環としての学校保健・安全

- 1 学校の教育活動全体を通じて、個々の健康課題を認識し、自ら解決する力や自他の生命を尊重する心をはぐくむなど、生涯にわたって心身ともに健康で安全な生活を送ることができる資質や能力の育成に努める。

- (1) 地域や学校の実態に応じた体育・健康に関する指導計画に基づく計画的・継続的な指導の充実により、心身の健康の保持増進を推進する。
- (2) 家庭との連携の下、生活習慣病の予防や歯と口の健康の指導を推進し、望ましい生活習慣の形成を目指した指導の充実を図る。
- (3) 薬剤師会や警察等、関係機関との連携の下、児童生徒の発達の段階に応じた喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する教育を推進する。
- (4) 生命尊重、人間尊重、男女敬愛の精神に基づき、家庭、地域社会の理解を得るとともに、児童生徒の発達の段階を踏まえた年間指導計画の下、性に関する指導の充実を努める。

- 2 児童生徒の心と体の健康状態を的確に把握し、保健室の機能をいかした保健・安全管理の徹底に努めるとともに、児童生徒や保護者に対して必要な指導、助言を行う。

- (1) 児童生徒の心身の健康課題の多様化に伴い、心身の健康観察及び心的な要因や背景の分析等について、全教職員が連携し多面的・多角的な情報収集を行うことで、個に応じた健康相談を推進する。
- (2) 学級担任による適切な健康観察の実施と「学校欠席者（感染症）情報収集システム」の活用を組織的に行い、感染症の発生動向把握と早期対応に努める。
- (3) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師との連携の下、保健調査及び健康診断結果に基づく適切な保健指導の充実を図る。
- (4) 学校・家庭・地域・関係機関との連携の下、学校保健委員会を機能させ、学校の実態に即した児童生

徒の健康づくりを推進する。

3 学校内や通学路等の安全点検を強化し、安全にかかわる指導方法の工夫改善を図ることにより、自ら安全に行動できる能力や態度の育成に努める。

- (1) 事故・災害発生の要因を分析し、きめ細かな安全対策と事故防止に努める。
- (2) 事故発生時には迅速・適切な対処を行う。
- (3) 学校・家庭・地域・関係機関と連携した登下校時の安全指導を徹底する。

4 健全な食生活をはぐくむ食に関する指導

学校における食育の推進を図るため、家庭及び地域社会との連携の下、学校の教育活動全体を通じて、食に関する指導を充実し、生涯を通して健全な食生活を実践することができる資質や能力の育成に努める。

- (1) 食に関する指導の全体計画及び年間指導計画に基づき、朝食摂取など家庭と連携を図りながら、望ましい食習慣の形成に結び付く実践的な態度の育成を図る。
- (2) 学校給食を活用した食に関する指導の充実に努める。
- (3) 地域や学校の実態に応じ、栄養教諭や学校栄養職員の専門性をいかした食に関する指導の充実に努める。
- (4) 食文化や食にかかわる歴史等の理解と関心を高めるために、地場産物や郷土料理等を取り入れた給食を教材として活用する。

5 学校給食の充実

1 栄養バランスに配慮した給食を実施するとともに、正しい食事のとり方や望ましい食習慣を身に付ける学校給食の推進に努める。

- (1) 全教職員の共通理解の下、児童生徒の発達の段階に即した給食に係る指導の充実に努める。
- (2) 栄養のバランスを自ら考えながら、より楽しく食することができる給食を実施する。

(3) 学校の実態に応じたランチルームの活用やグループ給食等、学校給食を通し、豊かな人間関係をはぐくむ機会の充実に努める。

2 「安心、安全、あたたかい」給食を実施するため、施設設備の管理、運営体制の充実と衛生管理の徹底により、望ましい学校給食の環境づくりに努める。

- (1) 学校給食運営委員会を充実させ、学校給食の適切かつ円滑な運営を図る。
- (2) 「学校給食衛生管理基準」等に基づいた「食中毒」や「異物混入」の防止など、適切な衛生管理等による食の安全性確保の徹底を図る。
- (3) 「学校給食における食物アレルギー対応指針」及び「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づいた研修や環境の整備に努め、食物アレルギーへの適切な対応を行う。

■学校教育活動全体を通じた組織的な取組による体力の向上

■運動の楽しさや喜びを味わう体育活動の充実

■家庭及び医療など関係機関が連携した保健指導による望ましい生活習慣の形成

■毎日の適切な健康観察の実施と「学校欠席者（感染症）情報収集システム」の活用による感染症の発生動向把握と早期対応

■栄養教諭や学校栄養職員の専門性をいかした、食に関する指導の充実

VI 一人一人の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進

子どもたちには、将来、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が必要とされている。

各学校においては、社会や職業との関連を重視しつつ、学校の特色や地域の実情を踏まえ、子どもたちの発達の段階に応じ、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度をはぐくむキャリア教育を推進する

ことが求められる。

1 地域や学校の実態に即し、自校のキャリア教育の目標や育成すべき能力・態度等を明確にした全体計画を作成し、教育活動全体を通して組織的・系統的なキャリア教育の推進に努める。

(1) 校長の方針に基づき、全教職員がキャリア教育の目標を共有しながら適切に役割分担を行うなど、校内推進体制を充実する。

(2) 各教科等のキャリア教育に関する内容の相互の関連性や系統性を踏まえた指導計画を作成し、発達の段階に応じた教育活動を展開する。

(3) 学校種間、家庭・地域社会及び関係諸機関との緊密な連携により、進路情報を収集・提供する。

2 自らの在り方や生き方を追求する諸活動の充実を図り、将来に対する目的意識をもち、自らの意思と責任で進路を選択決定する能力・態度の育成に努める。

(1) 小中学校9年間を見通し、自己理解を深める学習及び個の特性に応じた指導を充実する。

○ 小学校においては、調べ学習や見学・体験活動等を通し、児童自らが自分のよさや自分らしさを見付けるとともに、夢や希望のもてる指導の工夫に努める。

(2) 児童生徒や保護者との相互理解に基づいた継続的な相談活動の推進と個別指導を充実する。

(3) 地域社会との連携を深め、望ましい職業観・勤労観を育てる職場見学・職場体験学習等の啓発的経験の場を充実するとともに、体験活動の効果をより引き出す事前・事後指導の工夫改善を図る。

■学校や地域の実態を踏まえたキャリア教育の目標や育成すべき能力・態度等を明確にした指導の推進

Ⅶ 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実

障がいのある子ども一人一人に応じた適切な教育を行えるよう、教育と医療、福祉、労働等との連携を強化し、社

会全体の様々な機能を活用して特別支援教育の充実を図ることが重要である。

各学校においては、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制及び一人一人の子どもの障がいの状態や発達の段階に応じた指導を一層充実させていくことが求められる。

1 障がいのある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の障がいの状態等に応じた合理的配慮の下、適切な教育の推進に努める。

(1) 全教職員の共通理解に基づく指導体制の確立を図るとともに、子ども一人一人に応じた適切な教育的支援を充実する。

(2) 保護者との相互理解を基盤とし、特別支援学校や福祉・医療等の関係機関との連携により、適切な就学（園）支援の充実を図る。

(3) 保護者との連携の下、「大分市相談支援ファイル『つながり』」を活用し、個別の教育支援計画を作成するなど、一人一人に応じた継続的な支援を充実する。

2 障がいの状態を的確に把握し、将来の社会的自立を目指した特別な教育課程の編成、実施及び改善にいかす評価に努める。

(1) 児童生徒の障がいの状態等に応じ、具体的な指導目標や指導内容・方法等を位置付けた個別の指導計画を作成、実施及び改善する。

(2) 指導方法や教材・教具の工夫により、意欲的に取り組む学習活動を展開する。

(3) 指導のねらいを明確にし、社会性や好ましい人間関係をはぐくむ交流活動を推進する。

(4) 学級担任及び通級指導担当者等との連携を密にし、通級指導教室を効果的に活用するなど、子どもの実情に応じた指導を充実する。

3 障がいのある子どもの理解を推進するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を努める。

- (1) 特別支援学校のセンター的機能の積極的な活用及び特別支援教育コーディネーターの機能の充実を図り、校（園）内支援体制を確立する。
- (2) 特別支援教育に係る研修を通し、発達障がいを含め様々な障がいのある子どもに対する専門的、実践的な指導力の向上を図る。
- (3) 教育相談・特別支援教育推進室（エデュ・サポートおおいた）等との緊密な連携により、相談活動を通じた計画的・組織的な指導を充実する。

■児童生徒の障がいの状態等に応じた、教育内容・方法、支援体制等、合理的配慮の観点に沿った指導の充実

Ⅷ 豊かな人間性や社会性をはぐくむ生徒指導の充実

情報化や少子化などが進展する中、社会全体で様々な課題が生じていることを踏まえ、生徒指導は、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものであり、時代の変化にも対応しながら、豊かな人間性や社会性をはぐくんでいくことが求められる。

1 家庭や地域社会との連携の下、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目的とする積極的な生徒指導の充実に努める。

- (1) 多面的・多角的な情報収集を計画的に行い、児童生徒理解を深めるとともに、教師と児童生徒、保護者、児童生徒相互の信頼関係を構築する。
- (2) 児童生徒一人一人が存在感をもち、共感的な人間関係をはぐくみ、自己決定を行うことができる場を設定し、自己実現を図られるよう望ましい人間関係づくりを推進する。
- (3) 家庭や地域の教育力をいかした集団活動や体験活動等により、規範意識、善悪を判断する力、思いやりの心などの豊かな人間性や社会性を育成する。

2 校長の積極的なリーダーシップの下、全教職員が一体となった組織的な生徒指導体制を構築し、家庭や地域社会、関係機関との緊密な連携の下、安全・安心な学校づくりに努める。

くりに努める。

- (1) 保護者との情報交換や児童生徒の心のサインを的確に捉えることにより、問題行動の未然防止、早期発見・即時対応と、警察等関係機関との早期の情報・行動連携による支援体制を構築する。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「学校いじめ防止対策委員会」を活用し、実効的・組織的にいじめの防止、早期発見・対応に向けた取組の充実を図る。
- (3) 「大分っ子不登校対応マニュアル」を活用した、未然防止、初期対応等の実効的な取組を推進するとともに、教育相談・特別支援教育推進室（エデュ・サポートおおいた）等との連携により、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を促す支援を充実する。
- (4) 日常の児童生徒の観察を通じた児童虐待の早期発見と大分市子ども家庭支援センターや大分県中央児童相談所等との連携により、迅速に対応する。
- (5) 携帯電話やスマートフォン・パソコン等でのインターネットの正しい利用の指導と危険回避の能力等の育成を行うとともに、保護者への啓発を図る。
- (6) 「大分市子ども危機管理マニュアル」に基づき、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、児童生徒の安全確保に向けた危機管理体制を整備する。

■「学校いじめ防止対策委員会」を機能させた、いじめの未然防止及び組織的な対応の推進

■不登校の未然防止及び家庭との連携による迅速な初期対応

Ⅸ 人権尊重の精神をはぐくむ教育活動の充実

人権・同和教育は、教育活動の基盤となるものであり、子どもたちが人権の意義や内容、重要性について理解し、態度や行動に現れるようにすることが重要である。

各学校においては、子どもたちが安心して過ごせる温かい雰囲気づくりを進めるとともに、人権に関する確かな認識や自他の大切さを認めることができる人権感覚、豊かな人間関係を築くことができる力を身に付けた子どもたちを

育成することが求められる。

また、2016年（平成28年）12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されたことから、部落差別を解消するための教育や啓発の一層の充実が必要とされる。

1 人権の視点に立った教育活動

人権尊重の視点に立った組織的、計画的な指導を学校の教育活動全体を通じて展開することにより、「自分の大切さとともに他の人の大切さも認めること」ができる子どもの育成に努める。

- (1) 各園・学校の人権・同和教育目標の達成に向け、教職員が一体となって取り組む推進体制を確立するとともに、子どもの発達の段階を踏まえ、部落差別の解消を目指した学習及び人権啓発センター等の施設を活用した体験的な活動等を位置付けた年間指導計画を策定する。
- (2) 人権に関する知的理解の深化及び体験的な活動を取り入れることによる豊かな人権感覚の育成を目指し、指導内容・方法を工夫改善する。
- (3) 年間指導計画について、点検・評価を実施し、子どもの実態を踏まえた改善に努める。

2 子どもに豊かな人権感覚をはぐくむための教職員研修

人権・同和教育学習資料等の積極的な活用を図り、人権に関する知識・理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けるための研修を充実させ、人権尊重の視点に立った日常実践に努める。

- (1) 「法の下での平等」等の人権一般や同和教育問題をはじめとする様々な人権問題に関する理解を深めるとともに、他者を共感的に理解する力を身に付けるための系統的な年間研修計画を作成する。
- (2) 各種調査等をいかした子ども理解の促進と、子どもの実態に応じた指導内容・方法の工夫改善につながる研修を実施する。
- (3) 少人数研修や参加体験型の研修形態を取り入れ、主体的な参加を促すことにより、実践的指導力の向上に努める。

3 家庭・地域と連携した人権・同和教育

各園・学校における人権・同和教育の取組状況について、家庭、地域、関係諸機関等へ積極的に情報発信するなど、連携・協力体制の充実に努める。

- (1) 学級懇談などにおいて、保護者啓発資料等を効果的に活用することにより人権啓発の取組の充実に努める。
- (2) 地区人権教育（尊重）推進協議会等の団体や大分県人権擁護委員連合会等の関係機関との連携・協力体制の一層の充実に努める。
- (3) 子どもの人権感覚を育成するために異校種及び様々な人々との交流活動を推進する。

■人権・同和教育学習資料等の積極的な活用による授業実践の充実

■各種調査等の活用や情報交換による子ども理解の促進を図る教職員研修の実施

I 学校、地域の実情に応じた小中一貫教育の推進

本市では、これまでの10年間の取組を通して、児童生徒の学力の向上や自尊感情の高まりなどに加え、教職員間の協働意識の高まりや小中学校間の系統性を踏まえた授業力の向上など、多くの成果が見られている。各学校においては、こうした取組の成果を踏まえ、今後とも、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむため、以下の5つの視点に沿って小中学校の系統性のある教育課程の編成に努めることが求められる。



本年度の重点

- 各中学校区における目指す子ども像や小中一貫教育の重点目標の明確化
- 年間指導計画に位置付けた「小中合同授業研究会」を通じた授業改善
- 小中一貫教育の取組状況や成果・課題の検証結果等の家庭や地域への積極的な情報発信（学校公開や懇談会、学校ホームページや広報紙等）



各中学校区の取組

【1中1小モデル校】
吉野・竹中・神崎・佐賀関中学校区

【1中複数小モデル校】
野津原・鶴崎・大在・植田東・坂ノ市
中学校区

※実践発表校（指定期間：3年間）

■小中一貫教育全体計画及び年間指導計画等に基づく取組の充実を図る

- ・ 全校または特定の学年・集団での児童生徒の合同行事、交流行事の実施
- ・ 中学校区作成の9年間を見通した学習・生活のきまりの活用及び改善
- ・ 小中一貫教育の取組の成果・課題の検証を通じた指導計画等の改善

■モデル校においては特色ある取組の充実を図り、研究成果等の還元にも努める

- ・ 学校・地域の特色をいかした系統的な教育課程の編成
- ・ 小中学校間での乗り入れ授業の実施
- ・ 公開研究発表会等を通じた成果の還元
- ・ 小学校での一部教科担任制の実施 等



<施設併設型・施設一体型の特性をいかした取組>

大分市小中一貫教育校 賀来小中学校の取組



■大分市小中一貫教育校ならではの特色ある取組の充実を図り、研究成果等の還元にも努める

- ・ 教職員全員に兼務発令
- ・ 9年間を見通した系統的な教育課程の編成・実施
- ・ 前期（1～4年）、中期（5～7年）、後期（8・9年）の3期に応じた教育活動
- ・ 第1学年から英語科を実施
- ・ 中期での一部教科担任制の実施
- ・ キャリア教育の推進 ・ 公開研究発表会の開催
- ・ コミュニティ・スクールの活用
- ・ 家庭学習の手引きの活用や立志式等の節目の行事の実施、朝の学年別体力向上の取組 等



義務教育学校 碩田学園の取組



■義務教育学校として9年間の連続性を重視した特色ある教育活動の展開に努める

- ・ 9年間を見通した系統的な教育課程の編成・実施
- ・ 日常的な異学年交流等による「心育て」の充実
- ・ 「コミュニケーション能力」をはぐくむ教育の充実
- ・ 前期（1～4年）、中期（5～7年）、後期（8・9年）の3期に応じた教育活動
- ・ 第1学年から英語教育を実施
- ・ 中期での一部教科担任制の実施
- ・ コミュニティ・スクールの導入
- ・ 9年間を見通した生活・学習のきまりの活用や各期別集会の実施 等

※平成29年度の公開研究発表会は、賀来、鶴崎、大在、植田東、坂ノ市中学校区において実施する。また、大分市小中一貫教育推進フォーラム(仮)を開催する。